目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者(第7条—第19条)
 - 第2節 仲卸業者 (第20条—第25条)
 - 第3節 売買参加者 (第26条—第29条)
 - 第4節 関連事業者 (第30条--第35条)
- 第3章 売買取引及び決済の方法(第36条-第53条)
- 第4章 市場施設の使用 (第54条―第59条)
- 第5章 監督 (第60条—第63条)
- 第6章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会(第64条)
- 第7章 雑則 (第65条—第71条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡市中央卸売市場(以下「市場」という。)に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第4条第4項に定める事項及び業務運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 卸売業者 第7条第1項の規定による市長の許可を受けて卸売をする業務を行う者をいう。
- (2)仲卸業者 第20条第1項の規定による市長の許可を受けて販売を行う者をいう。
- (3) 売買参加者 第26条第1項の規定による市長の許可を受けて卸売を受ける者をいう。
- (4) 関連事業者 第30条第1項の規定による市長の許可を受けて同項に規定する事業を行う者をいう。

(市場の位置)

第3条 市場の位置は、静岡市葵区流通センター1番1号とする。

(取扱品目)

- 第4条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 (開場の期日)
- 第5条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。
- (1) 日曜日(1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、市場を前項各号に掲げる日(以下「休日」という。)に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により市場を休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

- 第6条 市場の開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場業務 の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更するこ とができる。
- 2 卸売業者の行う販売の開始時刻及び終了時刻は、前項に規定する開場時間の範囲内で規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

- 第7条 市場において法第2条第4項に規定する卸売業者として卸売をする業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、第4条各号に掲げる取扱品目の部類(以下「取扱品目の部類」という。)ごとに市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許

可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年 を経過しないものであるとき。
- (3)申請者が第12条第1項若しくは第2項又は第62条第1項第1号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者 の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が卸売業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第4号までのいず れかに該当する者があるとき。
- (7) 申請者が暴力団(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第1号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(静岡市暴力団排除条例第2条第3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (8) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者(静岡市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託)

- 第8条 卸売業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に 預託しなければならない。
- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売業者の業務を開始してはならない。
- 3 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号 に定める金額の範囲内で規則で定める。
- (1) 青果部 300万円以上1,600万円以下
- (2) 水産物部 300万円以上2,400万円以下

(保証金の追加預託)

第9条 前条第1項の規定により預託した保証金について差押、仮差押又は仮処分の命令の送達があったとき、国税滞納処分若しくは地方税滞納処分又はこれらの例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業

者は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに、処分された金額又は不足 金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期日の経過後からその預託を完了するまでは、卸売業者の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

- 第10条 市長は、卸売業者が使用料、手数料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、当該卸売業者が市長に預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。
- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。
- 3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。 (保証金の返還)
- 第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、 これを返還しない。
- 2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付さない。 (卸売業務の許可の取消し)
- 第12条 市長は、卸売業者が第7条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売業者の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。
- 3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行なわなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し等)

第13条 卸売業者が事業(市場における卸売業者の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

- 2 卸売業者である法人の合併の場合又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。
- 3 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときにあっては、その者をいう。第23条、第28条及び第34条において同じ。)が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、卸売業者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定による認可については、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、 同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人又は 相続人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

- 第14条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け 出なければならない。
 - (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (4) 卸売業者の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- 2 卸売業者が死亡したとき(前条第3項の認可を受けたときを除く。)、解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (事業報告書の提出)
- 第15条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合は、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。 (競り人の登録)
- 第16条 卸売業者が市場において行う卸売の競り人は、その者について当該卸売業者が市長の 登録を受けている者でなければない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を 市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録をしない場合を除き、 規則で定めるところにより、競り人を登録するものとする。
- 4 市長は、第1項の登録の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をして はならない。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年 を経過していないものであるとき。
- (3) 申請者が仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が次条又は第62条第3項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から 起算して1年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであるとき。
- (6) 申請者が競りを遂行するのに必要な経験又は能力を有しない者であるとき。
- (7) 第1項の登録の申請に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。 (競り人の登録の取消し)
- 第17条 市長は、競り人が前条第4項各号(第4号及び第6号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又は競りを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(競り人の登録の消除)

- 第18条 市長は、競り人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものと する。
- (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。
- (2) 卸売業者が当該競り人に係る登録の取消しを申請したとき。
- (3) 第62条第4項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。

(競り人章の着用)

第19条 競り人は、卸売の競りに従事するときは、競り人章を着用しなければならない。 第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

- 第20条 市場において法第2条第5項に規定する仲卸業者として販売をしようとする者は、規 則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年 を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第22条第1項若しくは第2項又は第62条第1項第2号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者 の役員若しくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が仲卸業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第4号までのいず れかに該当する者があるとき。
- (7) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (8) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託等)

- 第21条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に 預託しなければならない。
- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸業者の業務を開始してはならない。
- 3 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、20万円以上60万円以下の範囲内で規則で定める。
- 4 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。 (仲卸業務の許可の取消し)
- 第22条 市長は、仲卸業者が第20条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことがで

きる。

- (1) 正当な理由がないのに第20条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における仲卸業者の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における仲卸業者の業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がないのに業務の遂行を怠ったとき。
- 3 前項の規定による許可の取消しについては、第12条第3項の規定を準用する。 (仲卸業者の事業の譲渡し等)
- 第23条 仲卸業者が事業(市場における仲卸業者の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 2 仲卸業者である法人の合併の場合又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 3 仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における仲卸しの 業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認 可を受けたときは、相続人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定による認可については、第20条第2項の規定を準用する。この場合において、 同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人又 は相続人」と読み替えるものとする。

(事業報告書の提出)

第24条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(準用)

第25条 第14条の規定は、仲卸業者について準用する。

第3節 売買参加者

(売買参加者の許可)

- 第26条 市場において卸売業者から競り売り又は入札の方法による卸売を受けようとする者は、 規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許

可をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が次条又は第62条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの 日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が同一の取扱品目の部類で許可を受けた卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が売買参加者の業務を的確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までのいず れかに該当する者があるとき。
- (6) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員 等と密接な関係を有するものがあるとき。

(売買参加者の許可の取消し)

第27条 市長は、売買参加者が前条第2項各号(第2号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(売買参加者の事業の譲渡し等)

- 第28条 売買参加者が事業(市場における売買参加者の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、売買参加者の地位を承継する。
- 2 売買参加者である法人の合併の場合又は分割の場合(市場における売買参加者の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、売買参加者の地位を承継する。
- 3 売買参加者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における売買参加者の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、相続人は、売買参加者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定による認可については、第26条第2項の規定を準用する。この場合において、 同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人若しくは分割により市場における売買参加者の業務を承継する法

人又は相続人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

- 第29条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 商号を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (4) 売買参加者の業務を廃止したとき。
- 2 売買参加者が死亡したとき(前条第3項の認可を受けたときを除く。)、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

- 第30条 市場内の店舗その他の施設において、市場機能の充実を図り、又は卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他市場の利用者に便益を提供する事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年 を経過しないものであるとき。
- (3)申請者が第32条第1項若しくは第2項又は第62条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が関連事業者の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が法人であって、その業務を遂行する役員のうちに第1号から第3号までのいず れかに該当する者があるとき。
- (6) 申請者が暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者の業務に従事させている者のうちに暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員

等と密接な関係を有するものがあるとき。

(保証金の預託等)

- 第31条 関連事業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長 に預託しなければならない。
- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、関連事業者の業務を開始してはならない。
- 3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第58条第1項の使用料の月額の6倍に相当する額 の範囲内で規則で定める。
- 4 第1項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。 (関連事業者の許可の取消し)
- 第32条 市長は、関連事業者が第30条第2項各号(第3号及び第4号を除く。)のいずれかに 該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しな くなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に市場における関連事業者の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における関連事業者の業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がないのに業務の遂行を怠ったとき。

(関連事業者に対する指示)

- 第33条 市長は、関連事業者の行う業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある と認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示をすることができる。 (関連事業者の事業の譲渡し等)
- 第34条 関連事業者が事業(市場における関連事業者の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、譲受人は、関連事業者の地位を承継する。
- 2 関連事業者である法人の合併の場合又は分割の場合(市場における関連事業者の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について規則で定めるところにより市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、関連事業者の地位を承継する。
- 3 関連事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における関連事業者の業務を引き続き営もうとするときは、当該相続について規則で定めるところにより市

長の認可を受けたときは、相続人は、関連事業者の地位を承継する。

4 前3項の規定による認可については、第30条第2項の規定を準用する。この場合において、 同項各号中「申請者」とあるのは、「その申請に係る譲受人、合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人若しくは分割により市場における関連事業者の業務を承継する法 人又は相続人」と読み替えるものとする。

(準用)

第35条 第14条の規定は、関連事業者について準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第36条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

- 第37条 卸売業者は、市場において競り売り若しくは入札又は相対による取引の方法により、 卸売をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合その 他規則で定める場合であって市長が売買取引の方法を指示したときは、競り売り又は入札の 方法によらなければならない。
- 3 卸売業者は、売買取引の方法を定めたとき、又は変更しようとするときは、規則で定める ところにより、公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

- 第38条 市長は、市場における業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人 その他市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して不当に差別 的な取扱いをしてはならない。
- 2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の 買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(受託拒否の禁止)

第39条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売 のための販売の委託の申込み(以下「委託の申込み」という。)があった場合には、規則で 定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者の報告の義務)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に 対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- 第41条 卸売業者は、取扱品目について市場外にある物品の販売をしたときは、規則で定める ところにより、市長に報告しなければならない。
- 第42条 卸売業者は、委託の申込みがあった物品を自ら買い受けたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第43条 卸売業者は、規則で定めるところにより、取扱品目、売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)その他の事項を公表しなければならない。

(受託物品の受領通知及び検収)

- 第44条 卸売業者は、委託者から受託物品を受領したときは、規則で定めるところにより、委託者に通知しなければならない。
- 2 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行い、物品の種類、数量、等級、 品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の 確認を受けなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者が立ち会っている場合で当 該異状を認めたときは、この限りでない。
- 3 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、前項の確認を受けなければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示)

第45条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者、売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

(仲卸業者の報告の義務)

第46条 仲卸業者は、卸売業者及び仲卸業者以外の者からその許可に係る取扱品目の部類に属する物品を買い入れて販売したときは、規則で定めるところにより、その買入物品の販売金額その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

- 第47条 市長は、競り売り又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに 該当するときは、売買取引を差し止め、又は競り直し若しくは再入札を命ずることができる。
 - (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格が形成されていると認めるとき、又は形成されるおそれがあると認めるとき。
- 2 市長は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、売買取引を差し止めること ができる。
- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

(2) 代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品等の売買取引の禁止等)

- 第48条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。
- 2 衛生上有害な物品等は、市場において売買取引し、又は売買取引の目的をもって所持して はならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品等の売買取引を差し止め、又は撤去を命ずることができる。 (卸売業者による売買取引の結果等の報告及び公表)
- 第49条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、あらかじめその日の主要な品目 に関する規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後その日の品目に関する規則で定める事項を市長に報告し、並びにその日の主要な品目に関し規則で定める事項を市長に報告し、及び公表しなければならない。
- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その月の前月に卸売をした物品の数量及び卸売金額(競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその8パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。)を市長に報告し、並びにその月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額(第43条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に限る。)を公表しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

- 第50条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、規則で定めると ころにより、その日の主要な品目に関する規則で定める事項を取扱品目の部類ごとに公表す るものとする。
- 2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところ により、その日の主要な品目に関する規則で定める事項を取扱品目の部類ごとに公表するも のとする。
- 3 市長は、卸売業者から前条第3項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところ により、その月の前月に卸売をした物品の数量及び卸売金額を取扱品目の部類ごとに公表す るものとする。

(仕切及び送金)

第51条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、規則で定めるところにより当該卸売をした物品の品目、等級、単価(競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額

の8パーセントに相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第53条ただし書の 規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、 単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額)、控除すべき委託 手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び 地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕 切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

(決済の方法)

第52条 取引参加者は、市場において、規則に定める方法により、決済を行わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第53条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長の指 定する検査員が規則で定める正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

第4章 市場施設の使用

(使用の指定等)

- 第54条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設(市場内の用地及び建物その 他の施設をいう。以下同じ。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定す る。
- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、 規則で定めるところにより、前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可する ことができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に 預託しなければならない。ただし、公共的な目的のため使用する者又は臨時に使用すること につき市長の承認を受けた者については、この限りでない。
- 4 前項の保証金の額は、第58条第1項の使用料の月額の6倍に相当する額の範囲内で規則で定める。
- 5 第4項の保証金については、第9条から第11条までの規定を準用する。 (使用上の義務等)
- 第55条 前条第1項の規定により指定された施設を使用する者又は同条第2項の許可を受けた者(以下これらを「使用者」という。)は、善良な管理者の注意をもって市場施設を使用しなければならない。
- 2 使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しく

は他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 3 使用者は、市場施設に建築、造作、工作物の設置、模様替えその他市場施設の現状に変更 を加える行為をするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならな い。
- 4 使用者が前項の承認を受けて、市場施設に建築、造作、工作物の設置、模様替えその他市 場施設の現状に変更を加える行為をしたときは、市長は使用者に対し、返還の際原状回復を 命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。
- 5 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第3項の承認をした後であっても、使用者に対し、必要な指示をし、若しくはその計画を変更させ、又は物件の除去若しくは原状回復を命ずることができる。
- 6 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者に対して、その 修復を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第56条 使用者の死亡、解散、廃業、業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用 資格が消滅したときは、その相続人、清算人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費 用で当該市場施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた 場合は、この限りでない。

(指定等の取消し等)

第57条 市長は、市場施設についての業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要がある と認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、 又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(使用料等)

- 第58条 市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、月単位で徴収するものとし、その額は別表に定める金額の範囲内で規則で定める。
- 2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用その他の規則で定める費用は、使用者の 負担とする。
- 3 使用期間が、1月に満たない場合の使用料の額は、日割計算による。
- 4 前3項に定めるもののほか、使用料等に関し必要な事項は、規則で定める。 (使用料の減額又は免除)
- 第59条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除すること ができる。

- (1) 第57条の規定に基づく措置により、使用停止になったとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 第5章 監督

(報告及び立入検査)

- 第60条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、 卸売業者、仲卸業者、売買参加者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し 報告若しくは資料の提出を求め、又は市長の指定する検査員に、その事務所その他業務を行 う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査 させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から 請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

- 第61条 市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、 卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 連続する3事業年度以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
- 2 市長は、市場における卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると 認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとる べき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲 卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合

- (3) 連続する3事業年度以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
- 4 市長は、市場における仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると 認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとる べき旨を命ずることができる。
- 5 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

- 第62条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が、この条例若しくはこの条例に基づく 規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正 するため必要な措置を命じ、これらの者に対し、5万円以下の過料を科し、又は卸売業者に あっては第1号、仲卸業者にあっては第2号、売買参加者にあっては第3号及び第4号に掲 げる処分をすることができる。
 - (1) 第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (2) 第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (3) 第26条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る売買参加者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (4) 第54条第2項の規定により市場施設を使用している者にあっては、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 2 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に 違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1 万円以下の過料を科し、第30条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、そ の許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、第54条第2項の規定により市場施設を使用している者(売買参加者を除く。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 4 市長は、競り人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月 以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 競り売りに関して委託者、仲卸業者又は売買参加者と気脈を通じ不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
- (3) その業務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市場において競り人として職務に公正を欠く行為があった と認めるとき。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれに基づく処分に違反する行為 をしたときは、その行為者に対して市長が6月以内の期間を定めて市場への入場を停止する ほか、その法人又は人に対して第1項から第3項までの規定を適用する。
- 6 前各項の規定による許可又は登録の取消しの処分については、第12条第3項の規定を準用 する。

(処分による損害賠償責任)

第63条 市場施設の使用者又は相続人等がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に基づいて行う処分によって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

第6章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会

- 第64条 市場の業務の運営及び市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、 静岡市中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験がある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第7章 雑則

(卸売の業務の代行)

- 第65条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売 の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し委託の申 込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。
- 2 卸売業者は、前項に規定する理由に該当し、卸売の業務の全部又は一部を行うことができ

なくなった場合は、委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他受 託に関する事項を直ちに市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定により卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に 通知しなければならない。
- 4 市長は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいないとき、又は 第1項の卸売の業務を他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自ら卸売の業 務を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定により、自ら委託物品の販売をするときは、直ちにその旨を委託者に 通知するものとする。
- 6 市場に出荷された物品について、委託の引受けをする卸売業者が不明な場合には、前各項 の規定を準用する。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第66条 市長は、災害の発生に際して、法令で定めるもののほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な協力を要請するものとする。

(無許可営業の禁止)

- 第67条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市 長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その 他の営業行為をしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、市場外に退去を命ずることができる。 (市場への出入り等に対する指示)
- 第68条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。
- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対して、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の 搬入、搬出若しくは市場内での運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

- 第69条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。
- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対して、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限)

- 第70条 この条例の規定による許可、認可、指定又は承認には、必要な条件を付すことができる。
- 2 前項の条件は、許可、認可、指定又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小 限度のものに限り、かつ、許可、認可、指定又は承認を受けた者に不当な義務を課すことと ならないものでなければならない。

(委任)

第71条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第15条第1項の規定による許可を受けていた者(旧法第21条第1項及び第2項の認可を受けた者を含む。)は、施行日において第7条第1項の規定による許可を受けた者(第13条第1項及び第2項の認可を受けた者を含む。)とみなす。
- 3 施行日の前日において改正前の静岡市中央卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。) 第26条第1項の規定による承認を受けていた者は、施行日において第26条第1項の規定によ る許可を受けた者とみなす。
- 4 施行日の前日までに、旧法及び旧条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、 新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第58条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	第49条第3項の規定による報告に係る卸売した物品の
	卸売金額につきその額の1,000分の3に相当する額及
	び卸売場の面積1平方メートルにつき 月額 140円
仲卸業者市場使用料	第46条の規定による報告に係る買入物品の販売金額
	(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3
	に相当する額及び仲卸売場1平方メートルにつき 月
	額 800円

関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,100円
事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 800円
買荷保管所使用料A	1平方メートルにつき 月額 400円
買荷保管所使用料B	1平方メートルにつき 月額 700円
買荷保管所使用料C	1平方メートルにつき 月額 140円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 700円
低温倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,000円
青果低温卸売場使用料	一式 月額 345,000円
東側水産低温卸売場使用料	一式 月額 155,000円
西側水産低温卸売場使用料	一式 月額 83,700円
保冷施設使用料	一式 (7 m×7 m) 月額 63,200円
F級冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,400円
C級冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,150円
製氷機使用料	機械一式 月額 301,300円
水産配送センター使用料	一式 月額 1,300,000円
加工処理場使用料	1平方メートルにつき 月額 800円
屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 2,000円
空地使用料	1平方メートルにつき 月額 50円

備考 面積に係る使用料並びに青果低温卸売場使用料、東側水産低温卸売場使用料、西側水 産低温卸売場使用料、保冷施設使用料、製氷機使用料、水産配送センター使用料及び屋上 駐車場使用料については、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額)とする。